

## 仕事と子育てが両立できる求人

- ① 勤務時間を保育施設等の送迎時間に対応したものにできる
- ② 子供の急な病気等や保育所・学校等の行事の際に1日または時間単位で休暇を取得できる
- ③ 託児施設を利用できる
- ④ 子育て期など一定期間をパートタイムで働き、その後、希望によりフルタイム（正社員）に変更することができる。
- ⑤ 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した従業員を再雇用する制度がある

詳しくは ハローワーク布施マザーズコーナーにお尋ねください。  
(電話 06-6782-4221 部門コード45#)

